

氏名・(本籍) 大勝 志津穂 (大阪府)

学位の種類 博士(体育学)

報告番号 乙 第60号

学位授与年月日 2019(令和元)年12月31日

学位授与の要件 学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号)

第4条第2項該当

論文題目 成人の運動・スポーツ実施促進条件に関する社会学的研究

—実施経験のジェンダー差に着目して—

審査委員(主査) 來田 享子

菊池 秀夫

家田 重晴

博士学位審査の経過報告

学位審査委員会

委員長・主査 來田 享子

副査 菊池 秀夫

副査 家田 重晴

本学位審査委員会(2019年1月16日設置)は、大勝 志津穂氏から提出された博士学位請求論文「成人の運動・スポーツ実施促進条件に関する社会学的研究—実施経験のジェンダー差に着目して—」について下記のとおり審査したことを報告いたします。

記

- 2019年1月16日(水) 博士学位請求論文の受理、学位審査委員会の設置
- 2019年1月18日(金) 第1回学位審査委員会〈稟議〉(審査日程および本委員会運営方針の確認)
- 2019年2月18日(月) 第2回学位審査委員会〈稟議〉(問題点の整理)
- 2019年4月14日(金) 第3回学位審査委員会〈稟議〉(問題点の整理、論文の評価)

2019年7月25日（木） 第4回学位審査委員会（問題点についての質疑応答、口述試験）
2019年10月21日（月） 第5回学位審査委員会〈稟議〉（論文の最終確認、学位審査報告書の確認）
2019年11月13日（水） 博士課程委員会において審査結果の報告

〈今後の予定〉

論文の公示：2019年11月20日（水）～2019年11月29日（金）

可否の判定：2019年12月11日（水）博士課程委員会

論文審査および最終試験の結果

1. 論文審査の結果

1) 提出論文の構成

本論文の構成は次の通りである。

第1章 序論

第2章 成人の種目別運動・スポーツ実施率の変遷

第3章 成人の集団球技種目実施社の同一種目経験の有無と活動歴パターン

第4章 成人女性サッカー選手の小・中・高等学校期のスポーツ経験種目

第5章 成人女性サッカー選手の活動実施要件

第6章 総括

2) 提出論文の概要

スポーツ社会学の分野では、1970年代から「スポーツ参与」の研究テーマにおいて、どのような要因で人々が運動やスポーツと関わることができるのかが明らかにされてきた。一連の検討では、人々の運動・スポーツ実施には、過去のスポーツ経験、実施環境、仲間、金銭的条件、スポーツに対する価値意識や態度など様々な要因が影響することが明らかにされている。特に、集団球技系種目については、過去の実施種目との関連が影響することが示唆されてきた。しかし、先行研究の多くは、特定の大会に参加する人々やトップアスリートを対象として調査分析を行っており、一般成人に対する研究は皆無である。

一方、現在の成人の運動・スポーツ実施率は、ウォーキングや散歩などのエクササイズ系種目を中心に支えられ、青少年期に多く実施される集団球技系種目の実施率は高いとはいえない。しかし近年、上述のエクササイズ系種目の実施率の横ばいや低下がみられ、運動・スポーツ実施率の維持向上のために、新たな方策やターゲットの設定が求められている。また、幼少期や青少年期の実施種目には、ジェンダーによる影響があり、その影響は成人期以降の運動・スポーツ実施にも関連していることが示唆されている。一般成人が生涯スポーツとして集団球技系種目を実施するか否かに対して、過去の運動経験が関連するのであれば、これに対応する具体策が必要である。

以上から、本研究は、学校期に実施者の多い集団球技系種目に焦点をあて、過去のスポーツ経験と現在の実施種目との関連をジェンダーの視点を加えて検討することにより、成人期に実施可能な身体活動やスポーツ活動の選択肢を増やすための方策を提示することを目的とした。この目的を達成するために、(1) 成人男女の種目別実施率の差とその推移、差が生じた背景や要因、(2) 一般成人の過去のスポーツ経験と

成人期以降の運動・スポーツ実施との関連、(3) サッカーのようなジェンダー・バイアスがあると指摘されてきた種目を実施する成人女性のスポーツ経験と現在の実施条件、の3点を本研究の検討課題とした。本研究により、生涯スポーツの普及・促進策として、成人期の中でも、特に女性や集団球技系種目実施者を新たなターゲットとすることの必要性を示し、具体的な方策を検討する手がかりを得ることをめざした。

上述の3つの課題のうち、第一の課題に対しては本論第2章において検討を行った。その結果、近年の成人の種目別実施率の推移を男女で比較すると、常に男性の実施率が高い種目、常に女性の実施率が高い種目、経年的に男女差がほとんどない種目が存在することが明らかになった。このうち、常に男性の実施率が高い種目であった「サッカー」「野球」「ソフトボール」では、学校期の実施経験との関連が示唆された。一方、常に女性の実施率が高い種目は、一人でも気軽に手軽に実施でき、運動強度が高くないエクササイズ系種目や美容や痩身を連想させる種目である傾向がみられた。この結果から、男性の実施率が高く、将来、女性の活動が期待される集団競技種目は、生涯スポーツ振興方策の新たなターゲットと想定し得るとの結論を得た。

第二の課題に対しては第3章において検討を行った。この章では、1) 集団球技系種目の中でも種目と性別によって経験者と未経験者の割合に違いがあること、2) 一般成人の集団球技系種目の実施には、過去のスポーツ経験が影響する種目がある一方、競技団体や民間企業の取り組みによって未経験者が新たに活動できる状況があること、3) 女性全員が過去には未経験であっても成人期に新たに実施するようになった事例がサッカーと野球にはみられること、が明らかとなった。

上述の検討により、先行研究がジェンダー・バイアスの存在を指摘してきた種目であるサッカーには、一般成人女性が活動している状況が確認できたことから、第4章、第5章では、サッカーを実施する成人女性の過去のスポーツ経験と現在の実施状況について詳細な事例を検討した。その結果、未経験女性がサッカーを実施できる環境の整備、友人の勧誘や子どものサッカー実施を契機とした好事例を確認することができた。また、チームやメンバーとの繋がりが重視されていたことから、育児期間中に孤立しがちな女性にとって、社会的な人間関係構築の場としてサッカーが機能する可能性が示唆された。

以上の検討結果にもとづき、総括では、生涯スポーツ振興において成人の身体活動やスポーツ活動の選択肢を増やすための方策として、1) 競技団体及び国の支援の増加、2) 民間企業との協力連携、3) ロールモデルの提示の3点が重要かつ有効であり、ジェンダー・バイアスによって制約を受けるとされてきた種目に関しても、実施環境を改善し、多様な選択肢のひとつとすることにより、生涯スポーツ参加の促進に結びつける可能性がある結論づけた。

3) 提出論文の評価

成人の運動・スポーツ実施促進条件あるいは阻害要因に関する社会学的研究は、これまでも多く行われてきた。また、成人女性のスポーツ実施を阻害する要因に関する研究は、1990年頃より、国内でも比較的实施されるようになり、一定の成果が見出されている。本論文では、これらの先行研究の達成点を明らかにした上で、問題点を整理し研究課題を提示している。その上で、2002年から2012年までの10年間に、成人の運動・スポーツ実施状況がどのように変化したかを検討することにより、設定した研究課題の適確性を検証している。

本論文を評価することができる第一の点は、その研究方法論にある。本研究では、研究者自身が量的な調査とともに、質的な調査を実施し、設定した課題に迫るだけでなく、政府や民間による統計データを二次利用した社会学的な研究方法を用いている。個人情報保護法の施行以降、従来に比べて一定の困難さが

伴われるようになった社会調査系の研究において、本研究では、そのために生じた限界を大規模な公的・準公的調査データの二次利用というかたちで打開しようとした。

本論文を評価することができる第二の点は、ジェンダー不平等の解消に向けた政策策定の基盤となる成果を従来とは異なる検討結果にもとづき、提示した点である。近年のジェンダー研究においては、経済・教育・社会的階層等が複合する差別構造が問題とされている。この複合的な差別構造を踏まえた政策提言のためには、従来の研究が取り扱ってきた、ある特定の運動・スポーツ場面における実施者ないし非実施者を対象とする研究では十分ではないとの指摘がある。こうした指摘に対し、第一の点で評価した本研究の方法は、適切かつ重要な意義を有していると考えられる。

本研究は、これら二点の独自性の高い検討によって、集団球技系種目の中でも特にジェンダーバイアスのある種目に着目し、ジェンダーバイアスを乗り越えるための条件を提示した。従来のスポーツにおけるジェンダー不平等の解消をめざす政策では、ともすれば、単純な数値目標が示されるに留まってきたものもある。本研究の成果は、なぜそのような数値目標が必要となるのかについて、社会や文化の現状を踏まえた根拠を示した点に重要な意義がある。

しかしながら、本研究には若干の不足や問題点もある。本研究では、質的調査の対象は、一つの県の一種目に対する事例的な検討に限られている。調査対象者が限定されるとともに、ジェンダーバイアスのある他種目に関しては、十分に実態を把握するには至っていない。今後は、本研究が採用した方法を活かしながら、他の男性型とされる種目や普及が十分に進んでいない種目に対しても、検討の範囲を広げることが期待される。しかしながら、こうした点は本論文の価値を否定するほどのものではなく、今後の研究の発展に委ねられるところであると考えられる。

本論文の学位審査委員会は、以上を慎重に検討した結果、本論文は博士学位論文として適格であるという結論に到達した。

4) 提出論文と既刊論文との関係

本論文は、下記の学術誌に掲載された論文を中心に再構成され書かれたものである。

- (1) 大勝志津穂 (2015) 運動・スポーツ種目の実施率の男女差について－実施率の時系列変化に着目して－. スポーツとジェンダー研究, 13: 56-65. (主として第2章を構成)
- (2) 大勝志津穂・來田享子 (2017) 成人期以降の集団球技系種目実施者における過去の同一種目経験の影響－笹川スポーツ財団「スポーツライフに関する調査2012」データの二次分析を中心に. 生涯スポーツ学研究, 13 (2): 43-54. (主として第3章を構成)
- (3) 大勝志津穂 (2014) 愛知県における成人女性サッカー選手のスポーツ経験種目に関する研究. スポーツとジェンダー研究, 12: 31-46. (主として第4章を構成)
- (4) 大勝志津穂 (2013) 愛知県における一般成人女子サッカー選手の活動環境に関する研究. スポーツとジェンダー研究, 11: 43-56. (主として第5章を構成)

2. 最終試験の結果

本論文の内容に関して、2019年7月25日に口頭にて最終試験を実施した。その内容は、調査研究に関する方法論、その統計的処理や結果の解釈等の本研究に直接関わる内容に加え、スポーツ社会学およびスポーツとジェンダー研究等の専門領域に関する知識と理解度、研究に対する論理的な展開能力などについてその学識と研究能力を確認しようとするものであった。その結果、これらの事項に関し十分な学識と研究能力とを有していると判定した。

3. 学力の確認

本論文の提出者は、本研究科博士課程において所定の単位を取得し、かつ本研究科の指導指針にのっとり、学会誌に筆頭著者として複数の原著論文を発表していることから、博士の学位を授与されるに値する学力を有すると確認した。

4. 結論

本学位審査委員会は、提出された博士学位請求論文が博士の学位を授与されるに値するものであり、かつ論文提出者はその専門分野における十分な学識と研究能力とを有するものであることを確認したので、博士（体育学）の学位を授与するのに適格であると判定した。

以上